

平成11年5月24日
改正 平成25年3月13日
改正 平成30年9月13日
京都府建築審査会議決

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る建築審査会の 同意の取扱いについて

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可に係る建築審査会の同意の取扱いについては下記のとおりとする。

ア) 包括同意

次の場合は、別添の許可基準に基づき、特定行政庁（知事）が許可し、事後報告とする。

- ・ 基準1に該当する場合
- ・ 基準2に該当する場合
- ・ 基準3に該当する場合

イ) 個別同意

ア) 以外について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと判断されるものは、個別に審査会に諮り、同意を得て許可する。